

公募型プロポーザルに関する公告

プロポーザル方式について次のとおり公告する。

プロポーザルの提出について参加を希望する者は、下記により関係書類を作成のうえ、提出されたい。

令和 7 年10月27日

茨城県知事 大井川 和彦

1 業務の内容等

(1) 業務名

令和 7 年度「常陸国天然まがも」ブランド推進事業業務委託

(2) 業務の内容

令和 7 年度「常陸国天然まがも」ブランド推進事業業務委託仕様書
(以下「仕様書」という) のとおり

(3) 委託期間

委託契約の日から令和 8 年 3 月 27 日 (金) まで

2 参加者の資格に関する事項

以下のすべての要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。) 第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していない者であること。
- (2) 政令第 167 条の 4 第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 茨城県暴力団排除条例 (平成 22 年茨城県条例第 36 号) 第 2 条第 1 号から同条第 3 号に規定する者でないこと。
- (5) 当該業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有する者であること。
- (6) 直近年の国税、県税及び市町村民税を滞納していないこと。

3 審査方法及び評価項目

(1) 審査方法及び結果の通知

提出された企画提案書は、担当部局内に設置した審査委員会において、下記 (2) の評価基準により審査 (プレゼンテーションは実施しない) を行う。採否については、決定後速やかに通知する。
なお、審査については非公開とし、審査結果についての異議申し立ては認めない。

(2) 企画提案内容を特定するための評価項目

①理解度	業務の趣旨を理解し、目的の達成が期待できるか
②実施体制	業務の遂行に必要な体制が確保されているか
③実施計画	業務遂行に向け、適切な実施計画が作成されているか
④提案内容の評価	・仕様書に書かれた業務内容を盛り込んだ提案内容となってい

	るか ・食の専門家等を招聘した試食会の開催及びプロモーションの実施が、ターゲット層である食に関心の高い富裕層に訴求した内容となっているか
⑤業務実績	過去の同種または類似業務の実績

4 企画提案手続き等に関する事項

(1) 担当部局

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6
 茨城県農林水産部農地局農村計画課 農村活性化担当
 電 話 029-301-4264
 F A X 029-301-4169
 電子メール: nokan4@pref.ibaraki.lg.jp

(2) 説明書の交付方法

ア 交付期間

令和7年10月27日(月)から令和7年11月11日(火)までの午前9時から午後5時(土日祝日を除く)まで。

イ 交付場所

上記(1)の担当部局に同じ

ウ 交付方法

上記イにおいて直接交付(上記(1)の担当部局に事前に連絡すること。)

(3) 質問の受付

令和7年10月27日(月)から令和7年11月11日(火)までの午前9時から午後5時(正午から午後1時までを除く)まで、担当部局への電話又はFAXにて受け付ける。

なお、FAXにより質疑を提出したときは、電話で送付確認をすること。

(4) 企画提案書の提出期限

令和7年11月12日(水)午後5時までに(1)へ持参又は郵送する。電子メールでの提出は認めないものとする。

5 その他

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、茨城県財務規則第138条第2項第6号に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除する。

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 企画提案費用等

企画提案書の作成及び提出に関する費用は提出者の負担とする。なお、提出された企画提案書は返却しない。

(4) 採択された企画提案書の著作権は茨城県に帰属する。

(5) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。

(6) 書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(7) その他詳細については説明書による。